

監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により令和8年5月29日理事より提出された令和7年度事業報告、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げ、その正確適正なることを認めます。

なお、経理状況については、会計監査人が会計原則に基づく監査を行い、その結果においても適正に処理されていることを併せて報告いたします。

令和8年6月22日

群馬県農業共済組合

代表監事 根岸 啓之助

監事 中澤 恒喜

監事 外山 京太郎